

「小栗忠順ゆかりの地 横須賀」ロゴマークの商用利用要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、「小栗忠順ゆかりの地 横須賀」をPRするロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を商用利用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（商用利用の定義）

第2条 この要綱において「商用利用」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- （1）ロゴマークを表示した商品を販売し、直接的に利益を得る行為。
- （2）営利を目的としたサービス、店舗、イベント等の集客又は広告宣伝のためにロゴマークを使用する行為（チラシ、パンフレット、店頭表示、ウェブサイト等への掲載を含む）。
- （3）その他、協議会が商用利用と認める行為。

（商用利用の申請）

第3条 ロゴマークの商用利用を希望する事業者は事前に Web フォームへ必要事項を入力し、ロゴマークの使用内容が分かるもの（様式自由）を添付の上、協議会へ申請を行うものとする。

2 協議会は、前項により提出された申請等の内容の審査を行い、承認する場合は使用料請求書を送付する。

3 使用料の支払いを確認した後、申請者にロゴマークのデータを提供する。この場合において、協議会は使用に当たり条件を付することができる。

（使用料）

第4条 ロゴマークの商用利用の使用料は別表の通りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- （1）旅行業法に基づき実施されるツアー等の広告物（旅行パンフレット等）で、市外において横須賀市の魅力を発信する高いプロモーション効果があると協議会が認める場合。
- （2）前号に掲げるもののほか、本市の観光振興又は地域活性化に大きく寄与すると協議会が特に認める場合。

3 ロゴマーク1申請あたり5媒体までとする。5媒体を超えて使用したい場合は、5媒体ごとに追加の申請及び使用料が発生する。

（補 則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月16日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（１）市内事業者（横須賀市内に本社または主たる事業所を有する事業者）

区分	説明	使用料
小規模事業者	中小企業基本法における小規模事業者 ・ 製造業その他 従業員 20 人以下 ・ 卸売業またはサービス業 従業員 5 人以下	10,000 円
一般事業者	上記以外の事業者	30,000 円

（２）市外事業者

区分	説明	使用料
市外事業者	（１）市内事業者以外の事業者	60,000 円